

放課後等デイサービス みずならの木 南小岩教室 感染症対策指針

(総則)

第1条 施設において、感染症が発生またはまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及びまん延の防止のための指針を定め、利用者及び職員の安全確保を図ることとする。

(感染症対策のための委員会に関する基本事項)

第2条 施設内の感染症の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。

(1) 感染症対策委員会は次のとおり実施する。

- ①施設の感染対策を立案する。
- ②施設の指針・マニュアル等を作成する。
- ③施設職員への研修等を実施する。
- ④利用者の感染症既往歴等の状態を把握する。
- ⑤利用者・職員の健康管理の把握に努める。
- ⑥感染症の発生時に適切に対応をするとともに、原因究明を行う。
- ⑦その他必要な事項。

(2) 委員会の構成は、施設長・児童発達支援管理責任者・指導員・保育士、その他施設長が必要と認める者で構成する。

(3) 施設長は委員会を統括する。

(職員研修に関する基本方針)

第3条 感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。

- 2 研修の内容は、感染症対策の基礎的内容等の確認・啓発や、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的ケアの迎行を行うものとする。
- 3 研修の種類と内容は次のとおりとする。
 - ①定期的な研修（年2回以上）及び新規採用時の感染対策の基礎知識研修
 - ②必要に応じて臨時開催する研修や対応の周知及び外部研修会等への参加

(平常時の対応に関する基本方針)

第4条 感染症対策のマニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染症対策に努める。マニュアルは職員に周知徹底し必要に応じて見直すものとする。

(感染症発生時の対応に関する基本方針)

第5条 施設内で感染症が発生したときは、感染症対策委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、対策を実施する。その内容及び対策について、全職員に周知する。

- 2 感染症発生の原因究明のため、周辺地域の感染情報を収集・把握し、迅速な対応がとれるよう感染症に関する情報管理を行う。
- 3 報告が義務付けられているものについては、速やかに行政及び保健所に報告する。

(指針等の見直し)

第6条 本指針及び感染症対策に関するマニュアル等は、感染症対策委員会において定期的な見直し、必要に応じて改定するものとする。

附則

本指針は、令和3年4月1日より施行する。